

森 第 1 5 9 5 号

令和4年10月13日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

(公 印 省 略)

特用林産物（原木きのこと類、野生きのこと類、たけのこ）の安全性の
確認について

日頃、特用林産物の検査の実施や生産者等への指導について、特段の御協力をいただき
厚くお礼申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所事故から10年以上が経過していますが、特用林産物に
ついては食品中の放射性物質検査において、他の食品に比べて依然として比較的高い
放射性セシウムが検出されています。

このため、特用林産物を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施して安全性
の確認を行うよう、令和3年9月8日付け森第1063号で周知を依頼しているところ
ですが、原木しいたけ等の本格的な出荷シーズンを控えていることから、下記事項に
ついて御周知くださるようお願いいたします。

なお、本文書をもって令和3年9月8日付け森第1063号は廃止します。

記

1 標記の品目を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施し、安全性の確認を
行うよう生産者へ改めて依頼くださるようお願いいたします。

なお、自主検査で安全性が確認された場合でも、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこ
の2品目（出荷期の出荷前検査を行う品目）については、市町村における県の
モニタリング検査が終了するまで出荷しないよう併せて御周知くださるようお願い
いたします。（注4）

注1) 出荷制限及び出荷自粛の対象地域・個人の当該品目については、自主検査結果が基準値以下であっても、出荷・販売できません。

注2) 出荷制限及び出荷自粛の解除（一部解除を含む）地域・個人の当該品目については、当該市・町の証明書により出荷・販売が可能となりますので、本通知に関わらず、別途市・町の指示に従ってください。

注3) きのご原木の調達（購入・自伐等）時には、安全性の確認をお願いします。

注4) たけのこについては、以下の市町村は県のモニタリング検査は必要ありません。
千葉市、習志野市、市原市、市川市、松戸市、野田市、柏市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、君津市、富津市、袖ヶ浦市

2 直売所等の販売者に対しては、生産者等に対し上記1を指導していることを御周知くださるようお願いいたします。

注) 解除状況については、次の千葉県ホームページを御参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/sichousonnbetsu-shukkaseigen.html>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html>

3 検査方法等については、次の厚生労働省ホームページ（東日本大震災関連情報＞食品中の放射性物質への対応＞さらに詳しい情報＞試験法について）を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin-detailed.html

千葉県 農林水産部 森林課 森林経営管理室

T E L : 043-223-2966

F A X : 043-225-7448

E-mail : sinkou@mz.pref.chiba.lg.jp